

公安委員会 説明資料No. 1	警察庁の定員に関する規則の 一部を改正する規則案について	令和3年8月5日 人事課
--------------------	---------------------------------	-----------------

## 1 改正の内容

「デジタル庁設置法」（令和3年法律第36号）に基づき、国の行政機関としてデジタル庁が設置されることに伴い、警察庁から同庁に7人の定員振替を行うため、警察庁の各内部部局別、各附属機関別及び地方機関の定員を定める「警察庁の定員に関する規則」（昭和44年国家公安委員会規則第4号）を改正するもの。

本規則改正により、

情報通信局の定員は、 393人 → 386人（－7人）

内部部局 の定員は、2,570人 → 2,563人（－7人）

警察庁 の定員は、8,031人 → 8,024人（－7人）

となる。

## 2 施行日

デジタル庁設置法の施行の日（令和3年9月1日）

## 3 その他

本規則と同様に、国家公安委員会（警察庁）を含む各府省の定員を定める「行政機関職員定員令」（昭和44年政令第121号）についても改正が行われる。

公安委員会	「ストーカー行為等の規制等に関する法律	令和3年8月5日
説明資料No. 2	施行令の一部を改正する政令案」等について	生活安全局

## 1 概要

ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第45号）の施行に伴い、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成12年政令第467号）等を改正するもの。

## 2 主な内容

### (1) ストーカー行為等の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令案

位置情報無承諾取得等の規制に係る位置情報記録・送信装置、位置情報の取得方法等については、政令で規定することとされているところ、次のように定めるもの。

- 位置情報記録・送信装置について、衛星測位の技術を用いて得られる位置情報を電磁的記録として記録し、又は送信する機能を有する装置（GPS機器等）とする
- 位置情報の取得方法について、GPS機器等の映像面上において、電磁的記録として記録された位置情報を閲覧する方法等とする
- 相手方の移動に伴いGPS機器等を移動し得る状態にする行為について、相手方の所持する物にGPS機器等を差し入れる行為等とする

### (2) ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則等の一部を改正する規則案

禁止命令等については、書類を送達して行うこととされているところ、送達すべき書類、その具体的な送達方法等について定めるもの。

## 3 意見公募手続の実施結果

令和3年7月2日（金）から同月31日（土）までの間、上記政令案等について意見公募手続を実施した結果、221件の意見等が寄せられた。

## 4 今後の予定

政令の閣議決定：令和3年8月10日（火）

施行期日：令和3年8月26日（木）

公安委員会 説明資料No. 3	通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策について	令和3年8月5日 交 通 局
<p>1 概要</p> <p>令和3年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、8月4日、「交通安全対策に関する関係閣僚会議」が開催され、「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」が決定されたもの。</p> <p>2 対策の主な内容（警察関係）</p> <p>(1) 通学路等における交通安全の確保</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 通学路における合同点検の実施及び対策必要箇所の抽出並びに抽出した対策必要箇所の対策案の検討・作成</li><li>○ 子供の安全な通行を確保するための道路交通環境の整備の推進</li><li>○ 「可搬式速度違反自動取締装置」の更なる整備の推進及び効果的な速度違反取締り</li><li>○ 子供をはじめとする歩行者の安全確保のための交通安全教育・指導取締り</li><li>○ 「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」に基づく安全安心な歩行空間の確保</li></ul> <p>(2) 飲酒運転の根絶</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○ 安全運転管理者の未選任事業所の一掃等、飲酒運転の根絶に向けた使用者対策の強化</li><li>○ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進</li><li>○ 飲酒運転等の根絶に向けた取締りの一層の強化</li></ul>		

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 4</p>	<p>新型コロナウイルス感染症への 対応について</p>	<p>令和3年8月5日</p> <p>警 備 局</p>
<p><b>1 感染者数【8月4日時点】</b></p> <p>(1) 国内における感染状況～944,763人（死亡15,204人）</p> <p>(2) 世界における感染状況～199,139,090人（死亡4,235,869人）</p> <p><b>2 政府の対応</b></p> <p>(1) 新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく政府対策本部を設置（令和2年3月26日）。</p> <p>(2) 緊急事態措置については、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を追加して6都府県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府及び沖縄県）とし、期間を8月31日までとする。</p> <p>まん延防止等重点措置については、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府を除外して新たに北海道、石川県、京都府、兵庫県及び福岡県を追加し、期間を8月31日までとする。</p> <p>(3) 現在、159か国・地域に14日以内に滞在歴のある外国人の入国を拒否。また、全ての国・地域からの入国者に対して出国前72時間以内の検査証明の提出や、入国後14日間の自宅等での待機（変異株流行国等からの入国者は最長10日間の宿泊施設待機後、自宅等待機）等を要請。</p> <p>さらに、新たな措置として、インド、パキスタン等7か国に滞在歴のある外国人の再入国は、当分の間、原則拒否。</p> <p><b>3 警察の対応</b></p> <p>(1) 長官を長とする新型コロナウイルス感染症対策本部に格上げ（令和2年3月26日）</p> <p>(2) 警戒警備の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 空港及び検疫所長が指定した待機施設における警戒警備</li> <li>○ 医療施設及び軽症者等宿泊療養施設における警戒警備</li> <li>○ ワクチン大規模接種センターにおける警戒警備</li> </ul> <p>(3) 繁華街等における制服警察官によるパトロール強化</p> <p>(4) 繁華街等での警戒活動を通じた声掛けの実施と自治体の見回りとの連携</p> <p>(5) 感染防止のための取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ マスクの着用、対人距離の確保等の基本的な対策の徹底</li> <li>○ 警察職員を対象とするワクチン接種会場が自治体により設置される場合における、当該自治体との緊密な連携</li> </ul>		